学校いじめ防止基本方針

岩手県立宮古高等学校

Iいじめ防止等のための対策に関する基本的な考え

1いじめ問題に対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成 に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近 のインターネットを介したいわゆる「ネットいじめ」いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、および関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめ問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校はいじめを生まない環境を築くと共に、すべての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために校長のリーダーシップのもと全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的に未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

2いじめの定義

「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」(いじめ防止対策推進法 第2条1項)

3いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側およびいじめた側両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

Ⅱいじめの未然防止のための取り組み

1 教職員の指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障すると共に、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう配慮する。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心掛け、基礎基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感、成就感をもたせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、すべての教育活動を通じて、道徳教育および体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。
- (6) 保護者、地域住民およびその他関係者と連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒 会活動に対する支援を行う。

2生徒に培う力とその取り組み

- (1) 自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどのように関わったら良いかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てると共に、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心と体の健康観察」を活用し、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

3生徒の主体的な取り組み

- (1) 好ましい人間関係作りをねらいとした生徒会行事や取り組み
- (2) 人権啓発・いじめ撲滅等各種イベントへの参加

4家庭・地域との連携

- (1) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。
- (2) 通信等でいじめ防止について保護者に協力を呼びかける。

Ⅲいじめ早期発見のための取り組み

1いじめの早期発見のための取り組み

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くよう心掛ける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。(学級担任は、学級日誌や能率手帳等も活用する。)
- (3) いじめは大人に見えないところで行われるため、授業中はもとより部活動や休み時間、放課後において も生徒の様子に目を配るように努める。
- (4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2いじめアンケートおよび教育相談の実施

いじめを早期に発見するために、生徒保護者から情報収集を定期的に行う。

- (1) 生徒を対象としたアンケート調査 年4回 (6月、9月、11月、2月)
- (2) 保護者を対象としたアンケート調査 年4回 (6月、9月、11月、2月)

3相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ち明けることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する職員で迅速に情報を共有し適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記の通りとする。

- ○日常のいじめ相談(生徒および保護者)・・・全職員が対応
- ○スクールカウンセラーの活用・・・養護教諭・教育相談コーディネーター
- ○地域からの相談窓口・・・副校長
- ○インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または所轄警察署
- ※24時間いじめ相談電話(県教委)・・・019-623-7830

IVいじめの問題に対する早期対応

1いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応を行う。
- (2) いじめられている生徒およびいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えると共に、いじめている 生徒の側には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応にあたる。

2いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為をやめさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに当該学年会や生徒課会議を開催し、校長以下すべての教員の共通理解の下、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒および保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適 応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認められるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒を加える。

3いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) すべての生徒が、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会および所轄警察署と連携して対処する。

5ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、教職員間で情報を共有すると共に、被害の拡大を避けるために当該教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話、スマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

V重大事態への対処

- 1重大事態とは(いじめ防止対策推進法 第28条)
- (1) いじめにより在籍する生徒等の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態の報告

- (1) 学校は重大事態が発生した場合、速やかに設置者(岩手県教育委員会)に報告する。
- (2) 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

3 重大事態の調査

○学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下の通り対処する。

- (1) 重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査については、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えると共に、いじめ事案の関係者と直接の 人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (5) いじめを受けた生徒およびその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。ただし、関係者の個人情報に配慮する。
- (6) いじめを受けた生徒およびその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に すべての保護者に説明すると共に、解決に向けて協力を依頼する。
- (7) 再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。
- ○学校の設置者(岩手県教育委員会)が調査の主体となる場合

設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

VI学校評価

いじめの把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ・いじめの未然防止に関わる取り組みに関すること。
- ・いじめの早期発見に関わる取り組みに関すること。

WIその他

1校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んで行くことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2地域や家庭との連携について

いじめ防止等に関わる方針および取り組みについて、保護者および地域に公開し、理解と協力を得る。

また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

生徒指導に関する規定

いじめ対策委員会規定 平成26年7月1日施行

(目 的)

第1条 本委員会は、いじめの問題に対して、学校が一丸となって、組織的に未然防止・早期発見・早期対応に 取り組むことを目的とする。

(構 成)

第2条 本委員会は、校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教 諭、によって構成し、委員長は校長とする。

(開 催)

第3条 本委員会は、生徒指導・教育相談課の計画により委員長が招集する。

(付 則)

第4条 状況に応じてスクールカウンセラーの助言を仰ぐものとする。